

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日 時 平成30年8月21日(火)
開会 午前 9時59分
閉会 午前11時12分
3 場 所 正・副議長応接室
4 出席議員 (委員長)堀 巖、(副委員長)木村冬樹
(委員)鈴木麻住、鬼頭博和、関戸郁文
黒川武議長、大野慎治副議長
5 欠席議員 なし
6 説明員 行政課長 佐野剛、議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤頭
7 委員長あいさつ
8 議長あいさつ

9 協議事項

(1) 議案の上程について
行政課長：資料に基づき説明
質疑なし

(2) 会期の確認について
議会事務局統括主査：資料に基づき説明
黒川議長：9月4日は愛知県副知事と市長による高齢者居宅訪問があるため、
午後2時30分を目途に散会したい。
堀委員長：全員協議会は9月20日午前10時から、同日午後1時30分から
議会基本条例推進協議会、21日午前9時30分から公共施設再配置検
討協議会なので、そちらも確認されたい。

(3) 議案精読時間について
議案第51号に関して10分間と決した。

(4) 一般会計・特別会計決算審議での質疑区分について
資料のとおり決した。

(5) 代表監査委員への質疑通告について
議会事務局統括主査：例年、議会運営委員会の中で通告期限を確認してから
議員のみなさんへ通知文を出す。例年だと初日8月27日(月)午後5時

が通告期限となっている。それでよければ本委員会が終わり次第、通知したい。通告書は議会事務局に書式があるので事務局に来ていただければお渡しする。もう1点、代表監査委員への質疑通告について昨年同様3つに区切り、一般会計と特別会計、次に上水道事業、最後に健全化判断比率等の審査意見書に関する質疑とし、質疑票も3種類で提出する。本会議における質問の順番は提出順。(了承)

(6) 決算証書類審査について

議会事務局統括主査：例年、初日は午前10時から午後5時まで。2日目は午前9時から午後5時まで。最終日は午前9時から午後4時まで。コピーは最終日の4時まで、資料請求は最終日の正午までとなっている。

堀委員長：決算証書類審査の根拠は。

議会事務局統括主査：地方自治法第98条かと。

(7) 一般質問発言順序について

黒川議長：相原議員より、欠席届。8月29日と9月3日、10日。定例会後だが、10月1日から31日まで。9月3日が一般質問と重なるので配慮を。

別紙一覧表のとおり決した。

(8) 請願及び陳情について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明。

陳情第7号は厚生・文教常任委員会に送付。別添の資料は事務局で閲覧可能とし、各会派のパソコンにデータを入れておく。

(9) その他

大野副議長：議会基本条例推進協議会で議会運営委員会に諮ることになった委員会代表質問、議会基本条例の改正案、岩倉市文書質問取扱要綱、及び岩倉市議会ICT推進基本計画についての協議をお願いしたい。

木村副委員長：会議規則はどうだったか。

議会事務局統括主査：そもそも代表質問は規模の大きい議会で議員を代表してやる質問なので、基本的に議員30人以下の議会の中で代表質問という言葉で謳うというのは議員個々に認められている一般質問の趣旨からいくと、それは制限するものなので入れないほうがいいというのが

あった。議会基本条例第22条でしか代表質問という言葉は出てこない。他の市議会も同様で、会議規則の中には代表質問は入れていない。例えば可児市は、代表質問は会議規則の中に入れていない。大津市は入れていた。

大野副議長：定数が26人だったから、除外したのだろう。

議会事務局統括主査：おそらくそういう議論があったと思う。

大野副議長：文書質問は施行日を入れていないが、いつからにするか。

議会事務局統括主査：要綱は公布しないため。

黒川議長：議会運営委員会で確認後、議長決裁という流れ。

木村副委員長：平成30年9月1日付けに。

堀委員長：文書質問のところの受付番号が「～年第～号」とあるが、そういう受け付け方か。

議会事務局統括主査：基本的には「岩議発第～号」である。統一する。

黒川議長：議会基本条例の一部改正と文書質問取扱要綱について、執行機関のほうに説明したほうがいいと思う。議会で意思決定したうえで部長会に実務的な説明をするということにしたい。正副議長・正副会長と議運のメンバーに出席していただく。日程調整する。もう一点、委員会代表質問に入った場合、委員会を代表する議員が行うということになるので、代表質問を行う議員の一般質問をどう扱うのか、協議が必要である。

堀委員長：部長会に諮って説明するということについてはよろしいか。（全員了承）ただし、宮川議員が説明していた文書質問の意義は口利き防止ではないので、説明を間違えないでほしい。口利きの防止は第4項でもともとある制度で今始めたわけではない。手順を明確にただけの話なので説明するときには気を付けたい。

鈴木委員：こういうものが要綱で決められると、簡単に聞きたいときにも、文書で質問を出してくれと言われるようになるのか。

大野副議長：一般質問の内容に相当するものと書いてあるので、ただの資料要求や簡単なヒアリングではないもの。

堀委員長：ヒアリングを妨げるものではないという認識と思う。

鈴木委員：タイミングは、いつでもできる。どういう項目でもできるし、疑問に思ったことを聞ける、直接やり取りしたほうが早いので。

堀委員長：早いけど、言った・言わないという議論になるので、公文書としてヒアリングの経過は残らない。残したいときに使う。

大野副議長：基本的に立ち話と、正式な当局としての回答は違う。立ち話を議会で話してはいけない。

木村副委員長：例えば聞きに行って、文書質問にあたりと言われたら、その

場合は持ち帰ってこちらで判断したほうがよい。

鈴木委員：手続き上、結構時間がかかる。

堀委員長：その確認も部長会で。

鈴木委員：資料要求も、簡単に出せるものでも資料要求してくれと言われて1週間から10日かかる。ホームページに出ているようなものでも資料要求しないとくれない。

黒川議長：第12条第3項に文書質問の記載がある、第4項は議員から要請があった場合は当局側から求めることができる、とある。執行機関側が文書でお願いしますねと言えば、その要請等は文書で行うということ。今までは口頭のやり取りで済んできた。

鈴木委員：スピード感がなくなるという懸念がある。スムーズに、2～3日であればいいが、決裁で答えが出るのに時間がかかる。

堀委員長：この趣旨は無理難題を吹っ掛けられたときに、それは文書で出してくださいと言える。

木村副委員長：それこそ透明性。口利きではないことにするために公正に文書で出す。

堀委員長：乱用してなんでもというのは違う。

鈴木委員：(資料要求は)現時点ではそうなりつつある。

木村副委員長：資料要求というが、ネットで見られるものはネットで見たらいい。

大野副議長：会派による説明は資料を渡してくれるよね。

堀委員長：それもおかしい。公開すべきだ。

大野副議長：会派によってやっているところとやっていないところがあるからでは。

木村副委員長：文書質問は議会側が聞きたいことを、正式なものを欲しいからやる。文書質問にすべきだという判断は議会がする。それを執行機関が判断してはいけない。これまで通り欲しいものは聞きに行けばいいし

堀委員長：それを断られたときは問題にしないといけない。

黒川議長：鈴木議員が言うのは、資料請求の件でしょ。

鈴木委員：この前、公共建築物の木造化を利用していく方針がホームページに載っていないので、聞きに行って資料請求したが、すぐに出してくれればいいが、1週間とか10日くらいかかる。すぐほしい。

黒川議長：議長から資料請求を提出すると、決裁行為はどこまでいくか。

行政課長：市長決裁である。

堀委員長：議員の資料請求と、一般的な情報公開請求と一緒のレベルという

認識である。それは違うと思うが、信頼関係ができていないと市長決裁になってしまう。課長決裁でいいと思う。

議会事務局長：市民と議員がなぜ違うと言われると厳しいのでは。違うという論拠。市民の代表ではあるが。

堀委員長：情報公開請求しているわけではなく、資料請求している、市民のための。

大野副議長：立場が違う。

議会事務局長：市民から見ると（その説明では）厳しい。

堀委員長：一般の情報公開請求とは違う。執行側は一緒だとしているが。

議会事務局長：市民からなぜ議員は特別なのだと言われたら。

木村副委員長：議案を審議する、議決権を持っているから。

大野副議長：議案にかかる資料請求と普段の活動にかかる資料請求は違う。

議案にかかるものは説明不足（の場合）。議案にかかる資料請求と普段の活動による資料請求は違うもの。

議会事務局長：自治法第98条調査権に関するものだと説明が出来ればいい。

木村副委員長：委員会代表質問を行う議員の一般質問をどうするか決めておきたい。一般質問はするべきではないと思っている。こんなに出来るかなというところも出てくる。

鈴木委員：委員会代表質問は、委員長ではなくてもいいか。

木村副委員長：委員長でなくてもいい。委員長がどうしても一般質問で聞きたいということがあれば他の委員がやる。

大野副議長：原則正副委員長でない委員会代表質問の重みが軽くなる。

堀委員長：委員会代表質問を行った議員は、自身の一般質問は原則、行わないということによろしいか。

木村副委員長：日程は、一般質問の冒頭か。

大野副議長：一般質問初日の冒頭、1番2番が委員会代表質問になると思う。

木村副委員長：時間を決めていない。60分か90分か。

堀委員長：60分でどうか。

黒川議長：今のところは申し合わせかそれとも要綱か。

木村副委員長：一般質問60分、代表質問90分は申し合わせである。

議会事務局統括主査：事務局から2件確認したい。部長会と協議するという話だったので、要綱は9月1日施行という話だったが、議会の例規も、今までは例規審査委員会にかけていたので、部長会との協議の後に、委員会提出議案で最終日にこの議案が出てくると思うが、部長会はそれに間に合うように協議していただくことでいいか。それによっては要綱の施行日も

合わせて10月1日等にするか。

堀委員長：要綱は議会の話なので9月1日でいい。

黒川議長：9月6日に部長会があるのでそこで時間を取ってもらって議会から説明をさせてもらうよう日程調整を。時間は1時間くらい。

議会事務局統括主査：2点目は、条例の一部改正で新たに加わる「第2項 常任委員会を代表する議員は、…委員会代表質問として行うことができる。」というのが主語述語であると思うが、述語の部分で、「として」を「を」に訂正していいか。(全員了承)

大野副議長：「ICT推進基本計画(案)」について、最終確認してほしい。次の議運までに精査して直すものは直す。

堀委員長：議会運営委員会で精査するというより、チーム・議会基本条例推進協議会がベースで進めてもらわないと、何もかもを議会運営委員会ではやらない。事務局にお願いしたいことは字句の整理。市議会の基本計画として出すならチェックしてほしい。

10 その他

関戸委員：行事が重なった場合どちらを優先するかについて。8月17日に飯田市への行政視察があったが、同日に愛知県議会議事堂ラウンジにて尾張水害予防組合による県への要望活動があった。参加者名簿が配られたが、岩倉市は欠席していた。確認したところ組合議員は欠席届を出して欠席していた。私は、県への要望活動に行くべきだと思った。

堀委員長：公務なのか公務で無いのかが重要。尾張水防組合が公務なのかという点。そうでなければ自己判断。

木村副委員長：欠席届を出したわけでしょ。

関戸委員：出していた。

木村副委員長：それが周知されていなかったということでは。議長は知らなかったか。

黒川議長：私は聞いてなかった。指摘をいただいて、本人に確認したところ、本人は尾張水防予防事務局から出欠のはがきが来るのでその返答もはがきで出した。手続き面では問題はないだろうと。ただ、対外的に出ていく立場であるので連絡は頂きたいということで昨日お願いした。

木村副委員長：そういう時に議長と相談して判断をして対応をしていくのがよい。ただ、手続きはしっかりととったから大きな問題ではないのでは

大野副議長：先に飯田市への視察が決まっていたのと、自身が行政評価チームでありながら、知らないというのはいけないという優先順位で飯田市の

方を選択した。たまたま他の議員の内容で五条川の件が入っていたが、江南市内の五条川の改修。

木村副委員長：これから往々にして起こりうること。これからの課題ということで議長と相談して判断する。

議会事務局長：尾張水害予防組合の常設委員で書類を貰っていることは公務では。

堀委員長：そこははっきりしてもらいたい。公務災害にも関係してくる。互助会は公務ではないと思う。議長からの派遣要請もない。組合は要請があれば公務扱いとして手続きしていると思う。

大野副議長：今後は、議長に相談して進めていくのが正しい手順と思う。

堀委員長：請願を継続審査しているが、請願者には連絡したか。

黒川議長：加えて、去年も請願を出された人を長時間待たせてしまったということがあった。やむを得ない事と思いつつも、継続した請願を先に扱うのか、新たに出てきた請願をどうするか。ボリュームの問題もあるので一概には言えないが長時間待たせるのもいかなものかと思うので、委員長の判断で。

堀委員長：総務・建設常任委員会の継続審査は委員会はやるのか。

大野副議長：協議会を一回開いた。

堀委員長：協議会ではだめ。その辺は徹底を。議決しているのだから。

(午前 11 時 12 分閉会)